資料5

議題５　道路等に越境する民地の樹木の取り扱いについて（田原市提出）

市　　名	回答	
	(1)現在の対応状況	(2)民法の改正を踏まえ、今後どのように対応していくか
名古屋市	道路構造や交通への支障が著しく大きく、緊急性が高い場合を除き、原則として道路管理者が民地の樹木の枝を剪定することはなく、管理者や所有者に除却指導を行っています。	未定です。
豊　橋　市	登記簿等で土地所有者を確認し、地権者宅に直接訪問もしくは電話や書面送付にて伐採指導を行っている。なお、地権者からの要望があっても道路管理者で民地樹木の伐採は行っていない。	道路管理者で伐採する対象樹木の選定や費用負担方法などの運用指針を定める必要があると考えてはいるが、現時点で明確に対応方針を決定していない。
岡　崎　市	民地の樹木の剪定等の管理は土地所有者に対応をしていただくよう依頼しているが、道路の安全な通行に支障となっている場合はやむを得ず道路管理者で伐採等対応している。	現在のまま、民地の樹木の管理は土地所有者が行うことを原則とした対応を継続する予定。
一　宮　市	当市においても同様な取り扱いとなっています。なお、著しく通行に支障となり土地所有者了解のもと、町内会が主体となって剪定する際に市職員が応援する事例は年に数件あります。	県に準じての対応になりますが、一定の基準（著しく通行に支障となる出幅）のもと、状況に応じて市で剪定することを考えております。
瀬　戸　市	民地の樹木の剪定は行っておりません。なお、倒木等で著しく交通に支障がある場合は、緊急措置として行う場合があります。	現在の対応と同じ。
半　田　市	原則として民地の樹木の剪定は行っておりません。樹木の所有者に文書等で剪定行うよう依頼しておりますが、倒木等で著しく交通に支障があり、緊急を要する場合には、やむを得ず市で剪定を行う場合があります。	民法の改正後も原則として樹木の所有者に剪定を依頼することに変わりはありませんが、改正民法第233条第3項に該当する場合（催告後、相当期間を経過しても剪定が行われない場合、樹木の所有者またはその所在を知ることができない場合、急迫の事情がある場合）には、現地の状況や顧問弁護士の見解等を踏まえ、市で剪定を行うことも考えられます。
春日井市	田原市と同様。　原則、土地所有者（土地管理者）にせん定等の対応をするように、現地又は手紙等で指導する。ただし、通行に支障・危険があるようならば状況によって、管理者で必要最小限のせん定は行う場合がある.	現在のところ、対応方法は変えず(１)のままの予定
豊　川　市	土地所有者への適切な管理を、文章や口頭により依頼をしている。	今後もまずは、自身での適切な管理を促す。度重なる指導を行っても対応がない場合、著しく交通の支障になる部分の緊急的な処置を行うことを検討する。
津　島　市	土地所有者に剪定するように、手紙を送付して指導しております。	基本的には、土地所有者に同様な指導していく予定ですが、場合によっては所有者の同意を得て、道路にはみ出している部分のみを伐採し、伐採した枝は該当地に置いておくことを考えております。
碧　南　市	貴市と同様の対応。土地所有者から業者紹介を求められた場合は、市内業者やシルバー人材センターを紹介。	対応の変更は考えていない。何度もくる苦情や危険性の高いものに対しては、粘り強く指導を行う。市が直接伐採等をすることは今のところ考えていないが、市民からの指摘があれば検討をする。
刈　谷　市	樹木が生えている土地の所有者に、折衝及び郵送で剪定を依頼しています。	所有者が判明する場合は従前と同じく、土地の所有者に対して剪定を依頼します。 調査を行ったにもかかわらず、所有者が不明であり、交通に著しく支障をきたしており、早急に当該道路の通常有すべき安全性を確保する必要があると道路管理者として判断した場合、本条を根拠として道路管理者が剪定を行うことは考えられます。
豊　田　市	民地の樹木については土地所有者にて剪定してもらうように依頼している。ただし、通行の安全上、緊急に対応が必要と判断される場合は、市で建築限界内の剪定を実施（庭木を除く）しています。（根拠法令：民法７２０条第２項）	変更なし。
安　城　市	提案市と同様の対応をしています。	本会議の結果を参考に施行の日までに対応を検討していきます。
西　尾　市	手紙等を出して、所有者本人に伐採していただけるように依頼(対応していただけない場合、著しく交通に支障がある場合のみ市で対応)	基本的には、現在の対応と同じ
蒲　郡　市	原則として、道路に越境する民地からの樹木について通報を受けた際には、現場を確認し、土地の所有者を調べて、剪定するよう文書で指導をしています。	市が枝の剪定をしてくれるという認識を植え付ける恐れがあるため、原則的な対応は変わらない予定ですが、越境の程度や緊急性等を考慮して、対応する可能性はあります。しかし、費用負担や境界の明確化等の課題もあるため、実際に動くケースは稀であると思われます。
犬　山　市	土地所有者を調査した後、樹木を適正に管理してもらうよう依頼文を所有者へ送付する。	まずは現在の対応と同様に所有者へ依頼。 その上で、通行上著しく支障がある場合には市で緊急対応ができると考えている。
常　滑　市	越境している樹木については、土地所有者に通知し適切に管理するよう指導しています。	原則は上記と変わりませんが、緊急を要する場合には道路管理者で撤去等を行います。
江　南　市	貴市と同様に明らかに交通の障害となっている場合を除き、市で剪定等は行っていません。	公費の投入については、慎重な検討が必要であると認識しています。改正民法の規定以外にどのような条件を満たした場合に市が剪定を行うのか、剪定を行った際はその費用を樹木所有者に請求するのか、など判断が難しい検討事項があり、現時点では本市の方向性は定まっていない状況です。
小　牧　市	土地所有者に伐採の依頼をしています。通行の支障となるような箇所においては緊急対応を行っています。	基本的には現在のとおり粘り強く土地所有者に竹林の伐採を依頼し、状況に応じて改正民法第233条第3項に基づき対応を検討したいと考えています。
稲　沢　市	直接会うか文書により剪定する様、指導している。	民法改正後も指導方法を変更する予定はないが、対応については、他自治体の動向を注視していく。

議題５　道路等に越境する民地の樹木の取り扱いについて（田原市提出）

市　　名	回答	
	(1)現在の対応状況	(2)民法の改正を踏まえ、今後どのように対応していくか
新　城　市	基本的は所有者で対応してもらいます。	改正後も対応は変えません。
東　海　市	所有者に文書で通知 通行に支障が出ている場合は最小限で剪定対応	同様の対応
大　府　市	貴市と同じく土地所有者に剪定等の管理を促す措置を行っている。倒木等で著しく交通に支障がある場合は緊急処置として市で実施することはあります。	市が実施する箇所としない箇所の区別が出来ないため、現状どおりの対応を予定。
知　多　市	田原市と同様です。 倒木等で著しく交通に支障がある緊急の場合を除いて、原則、支障樹木の剪定は市では実施しておりません。	現段階で対応を変更する予定はありません。
知　立　市	提案市と同様に、土地所有者に剪定を促しております。剪定がされるまでは路上に「障害物あり」の注意表示等を行い通行者への注意喚起を行っている。	緊急時等やむを得ず行政で剪定・伐採が必要となる場合も想定されますが、費用の請求問題があるため、改正後についても基本的には現行と同じ扱いになると考えております。（災害時等の道路啓開作業については除く。）
尾 張 旭 市	土地所有者に剪定等の管理を促す措置（訪問、電話、文書等）を行っている。	原則、市では民地の樹木の剪定は行っていない。ただし、建築限界を侵すなど通行に支障をきたす場合においては、必要に応じて市で対応することもある。
高　浜　市	民地所有者に連絡を取り、所有者に対応してもらう。	従前と同様の対応。
岩　倉　市	樹木の管理者に文書又は口頭で剪定等の依頼をしています。	現行どおり樹木の管理者に文書や口頭で剪定等を依頼しますが、樹木の管理者への対応状況や通行への支障の度合いによっては、文書で事前に予告のうえ市で最低限剪定することも考えられます。
豊　明　市	手紙等により所有者に通知している。	従前どおりだが、必要に応じて管理者での実施もありえる。
日　進　市	現状では通行に著しい支障のない限り伐採しません。	他市の状況を見て検討したく思います。
田　原　市	交通に支障がある場合のみ対応	同様の対応を継続予定
愛　西　市	貴市同様、原則市で剪定は行っていません 土地所有者に手紙等送付しています	法改正後も、現行どおりの予定
清　須　市	土地所有者を調べ、剪定の依頼をしています。（※倒木の場合は対応を行う）	越境の状況にもよりますが原則、土地所有者にて対応。緊急性が高いものに関しては道路管理者にて対応。
北名古屋市	土地所有者へ通知文を送付するなど対応するよう促している。	基本的な対応は、今まで通りとする予定。
弥　富　市	土地所有者を謄本で確認し、所有者に文章を発送している	原則、土地所有者に伐採をお願いしていく
み よ し 市	環境課より通知文を送付しています。雑木等で道路の通行に支障がある樹木については、支障になる範囲に限り市で剪定する場合もあります。	現在と同様の対応をしていく予定です。
あ　ま　市	通知文の送付、直接訪問等で樹木の適切な管理・処置を促しています。ただし、現に通行に支障が生じていたり、危険性が高い時など、早急に対応が必要だと判断した場合は、市職員で必要最小限の処置を行います。	所有者への対応は従来通りです。原則、所有者で管理というのが大前提ですが、一向に改善されず相当期間放置されれば市で対応することも検討します。相当期間の取り扱いについては、今後、調整が必要です。
長 久 手 市	民地の樹木の剪定は市で行わず、土地所有者に文書で剪定の通知をしており、道路の通行に支障となる緊急時は、市で撤去している。	土地所有者に再三樹木の剪定の通知をしても進展が望めず、道路の円滑な通行に支障をきたす恐れがあるものについては、市で剪定を行って行きたい。